

資料 I

人権企第 1 2 4 0 号

令和 5 年 6 月 2 6 日

大阪府人権施策推進審議会

会長 小野 達也 様

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない
社会づくり条例の改正について（諮問）

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和 4 年大阪府条例第 4 8 号）の改正について、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成 1 0 年大阪府条例第 4 2 号）第 6 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正について

2 趣旨

近年、SNSの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動等が後を絶たず、大きな社会問題となっている。この問題に対応するため、府では、相談や啓発などの施策を進めてきたところ、令和4年4月には、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の施策の基本的事項を定めた「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「本条例」という。）」を議員提案により制定した。

また、本条例の附則の規定に基づき、令和4年5月に「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置し、有識者において、広域自治体としてのインターネット上の人権侵害の解消に向けた実効性のある施策という観点から議論が行われ、令和5年3月に、その意見が取りまとめられた。

今般、本有識者会議の意見を踏まえ、不当な差別的言動等に対する削除要請等の拡充等の施策を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、本条例の改正を検討しているところである。

本条例の改正に当たって、大阪府人権尊重の社会づくり条例第6条第1項の規定により貴審議会の意見を求めるものである。

3 条例改正の方針案

(1) プロバイダ事業者等への削除要請等

- インターネット上の不当な差別的言動や差別を助長・誘発する情報（以下「不当な差別的言動等」という。）に対するプロバイダやサーバの管理・運営者等への削除要請及び国への通報（以下「削除要請等」という。）について、現在行っている同和問題やヘイトスピーチに関するものに加え、他の人権課題に関するものについても対象とすること。さらに、団体、地域等に対する情報だけでなく、特定の個人に対する情報についても対象とすること。
- 実施に当たっては、被害者が削除要請を行っても当該情報の削除や流通の防止等の措置（以下「削除等」という。）がなされず、府に対応を求める場合であって、その情報が明らかに不当な差別的言動等であると認められるときなど、必要に応じて行うものとする。
- なお、誹謗中傷に関しては、違法性の判断等に課題があることから対象には含めず、今後、相談事例の分析や問題点等を整理し、引き続き検討課題とすること。

(2) 行為者への助言及び説示

- 被害者や府による削除要請等を行ってもなお不当な差別的言動等の削除等がなされず、被害者が府に対応を求める場合であって、当該不当な差別的言動等の行為者

が明らかであると認められるときなど、必要に応じて、行為者に対して不当な差別的言動等の削除に向けた助言及び説示を行うこと。

- 具体的には、行為者に対し、助言として人権侵害情報を削除するための適切な手続きを教示することや、説示として人権侵害情報の削除等を求めることなどを想定している。

(3) 大阪府人権施策推進審議会への諮問

- インターネット上の人権侵害解消推進施策について、より適切かつ効果的に実施するため、大阪府人権施策推進審議会に次の事項について意見を聴くこと。
 - ・ 削除要請等や行為者への助言及び説示を行うに当たって、その対象となる情報の設定等の基本的な考え方
 - ・ インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等の新たな取組に關すること
 - ・ インターネット上の人権侵害に起因する社会的影響が大きい事象が生じた場合、被害の拡大防止等に向け、府民への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方
- 会議の運営に当たっては、インターネットの特性を踏まえ、専門的かつ迅速な検討を必要とすることから、大阪府人権施策推進審議会にインターネット上の人権侵害に精通する少数の委員で構成する部会を設置し、より機動的に対応できるようにすること。

(4) 不当な差別的言動等の定義

- 削除要請等や助言及び説示の実施に当たり、その対象となる不当な差別的言動等の定義を規定すること。
- 規定に当たっては、憲法第 14 条や大阪府人権尊重の社会づくり条例前文等の規定を参考にするとともに、今日的な課題である、国籍、性的指向、性自認その他の事由を理由とした不当な区別・排除についても不当な差別的言動等とすること。
- 具体例として、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病その他の事由を理由とした不当な区別・排除に係る情報等を挙げること。

(5) 事業者の責務

- インターネット上の人権侵害の防止については、府民だけでなく、府内事業者の理解と協力が不可欠であるため、インターネットリテラシーの向上に努めることや人権侵害に関する情報の発信防止の必要性について理解を深めること、府が実施する施策に協力するよう努めることを事業者の責務として規定すること。